

審理員候補者名簿(県民生活部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
県民生活部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 県民生活部総務課の副課長の職にある者
県民生活部総務課人権推進室が所掌する事務に係る処分等	1 県民生活部総務課人権推進室の班長の職にある者 2 県民生活部総務課の副課長の職にある者
県民生活部県民躍動課が所掌する事務に係る処分等	1 県民生活部県民躍動課の消費政策官又は副課長の職にある者 2 県民生活部総務課の副課長の職にある者
県民生活部芸術文化課が所掌する事務に係る処分等	1 県民生活部芸術文化課の副課長の職にある者 2 県民生活部総務課の副課長の職にある者
県民生活部くらし安全課が所掌する事務に係る処分等	1 県民生活部くらし安全課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 県民生活部総務課の副課長の職にある者
県民生活部男女青少年課が所掌する事務に係る処分等	1 県民生活部男女青少年課の副課長の職にある者 2 県民生活部総務課の副課長の職にある者
県民生活部スポーツ振興課が所掌する事務に係る処分等	1 県民生活部スポーツ振興課の副課長の職にある者 2 県民生活部総務課の副課長の職にある者